

再生可能エネルギー発電事業等資金利子補助金について

■ 補助の内容

山形県商工業振興資金を借り入れて下記の再生可能エネルギー導入事業等を実施する場合に、当該借り入れに係る利子相当額を補助するもの。

■ 利子補助回数：年2回

上期（H31年1月～6月の間に支払った利子に対する補助）

下期（H31年7月～12月の間に支払った利子に対する補助）

※ ただし、最初の利子支払い日から3年（20kW未満の小形風力発電については1年）を迎える場合は、最初の利子支払い日の属する月の前月末日までとする。

■ 利子補助要件

対象事業者	事業種別	事業規模	補助率	補助対象資金 上限額	補助対象 期間
県内企業 (県内資本出資割合1/2以上を含む)	風力発電 小形風力発電 地熱発電 中小水力発電	50kW以上 ※小形風力 20kW未満	1/2 ※経過措置 あり	20億円	3年 小形風力 1年
	再生可能エネルギー熱利用設備				

※ 経過措置：平成29年度末までに、商工業振興資金の融資手続きを開始しているものは従前の補助率とする。

■ 商工業振興資金

資金名		貸付対象	利率	貸付限度額	期間(据置)	融資枠
再生可能エネルギー発電事業促進資金	1号資金	1,000kW以上 県外企業 大企業も利用可	1.3%	30億円 (H30～)	20年以内 (3年)	60億円
	2号資金	中小規模の再エネ発電設備	1.6%	3億円	20年以内 (2年)	
産業活性化支援資金		省エネルギー化 設備投資	1.6%	1.5億円	15年以内 (2年)	60億円
観光振興資金		旅館・ホテルの 改修	1.4%	3億円	15年以内 (2年)	10億円

■ 手続きの流れ （詳細は補助要綱でご確認ください）

(1) 交付申請書の提出

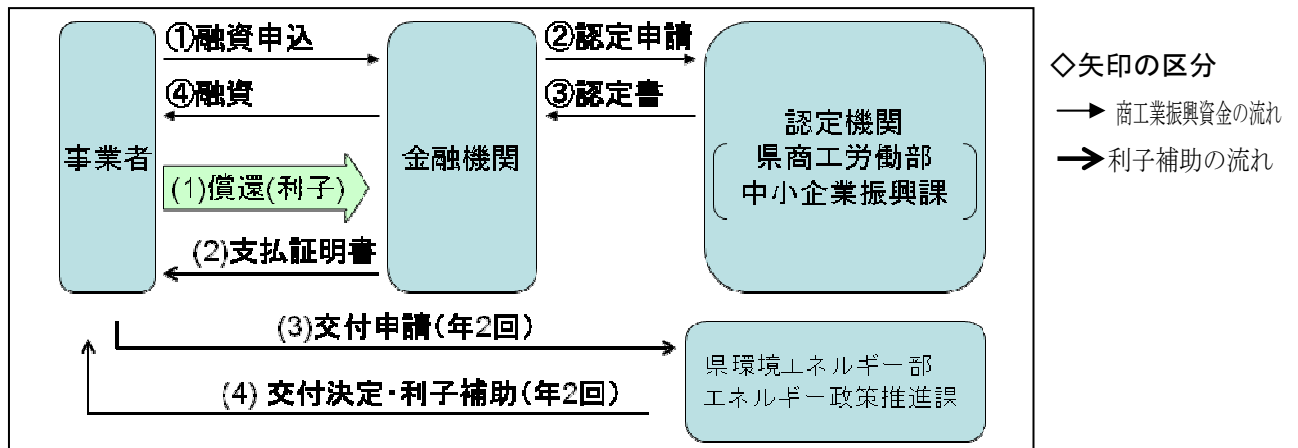
提出期限：上期及び下期の末日から 2 週間を経過する日

↓ [添付書類：融資申込の際の添付書類の写し、使途明細書、金融機関発行の償還計画書の写し、
 利子の支払いを証明する書面 等]

(2) 交付決定・額の確定通知書の受領

↓

(3) 利子補助の受領



※（事業完了後）事業完了報告書の提出＜領収書の写し等を添付＞

【留意事項】

◇ 本事業と、山形県商工業振興資金とでは補助（融資）対象となる発電の種別や経費が異なります。

(例)

- ・ 商工業振興資金の貸付限度額が 30 億円であっても、利子補助の対象となる融資額は 20 億円が上限となります。
- ・ 発電事業に必要となる用地の取得費用については融資対象になりますが、利子補助の対象にはなりません。
- ・ 太陽光発電設備、バイオマス発電設備について融資対象になりますが、利子補助の対象にはなりません。
- ・ 利子補助申請の際は、経済産業省が発出した「再生可能エネルギー発電事業計画の認定」に関する通知等の写しが必要となります。